

医療費未収金の回収業務の委託について

当院では、回収困難となっている未収金について、医療費をお支払いいただいている患者さんとの公平性の確保と未収金縮減による病院経営の健全化のために、下記法律事務所に回収業務を委託しております。

病院からの再三の請求にもかかわらず、お支払いいただけない場合は、委託先の下記法律事務所から支払いについてご連絡いたしますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

委託業者

弁護士法人 エジソン法律事務所

住所：東京都千代田区神田錦町 1-8-11 錦町ビルディング 4 階

代表者氏名：弁護士 大達 一賢

回収委託後の支払案内等について

弁護士事務所への回収業務委託後は、当院に代わり委託業者より支払案内等を行います。収納事務についても、委託業者が当院に代行して行うことから、原則として委託業者が指定する口座等にお支払いいただくことになります。

法律事務所からの督促に応じない場合

「裁判所を通じた民事訴訟」

民事訴訟法(第 382 条～396 条)により「略式民事訴訟による督促手続き」を実行し、債務者在住の簡易裁判所に「支払督促」の申立てを行い司法による解決をいたします。